

監査委員事務局

1 監査について

(1) 定期監査等

地方自治法(以下「法」という。)第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による監査を、次のとおり実施した。

対 象	範 囲	監 査 の 期 間
市長公室	平成29年度の財務に関する事務の 執行及び経営に係る事業の管理並 びに事務事業の執行	平成29年 7月11日～ 平成30年 2月20日
総務部		
財務部		
市民協働部		
生活環境部		
保健福祉部		
産業経済部		
建設部		
都市計画部		
下水道部		
会計課		
消防本部		
水道部		
教育部, 教育機関		
選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局		
農業委員会事務局		
議会事務局		

(2) 財政援助団体等監査

法第199条第7項の規定による監査を、次のとおり実施した。

対 象 団 体	所 管 課	監 査 の 期 間
公益社団法人 水戸市シルバー人材センター	保健福祉部福祉総務課, 高齢福祉課, 子ども課	平成29年 4月 7日～ 平成29年 6月 6日
一般社団法人 水戸観光コンベンション協会	産業経済部観光課, 商工課	

2 検査について

法第235条の2第1項の規定による出納検査を、次のとおり実施した。

対 象	検 査 期 日
会計管理者及び水道事業管理者の保管する現金の出納	平成29年4月25日、5月29日、7月5日、7月24日、8月29日、9月26日、10月25日、11月28日、12月25日、平成30年1月25日、2月26日、3月26日

3 審査について

(1) 決算審査

地方公営企業法第30条第2項及び法第233条第2項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
平成28年度の水戸市水道事業会計の決算	平成29年6月1日～8月8日
平成28年度の水戸市下水道事業会計の決算	平成29年6月1日～8月8日
平成28年度の水戸市一般会計及び特別会計の決算	平成29年7月18日～8月8日

(2) 基金の運用状況審査

法第241条第5項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
平成28年度の水戸市土地開発基金の運用状況	平成29年7月18日～8月8日

(3) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
平成29年度に算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類	平成29年7月21日～8月8日
平成29年度に算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類	平成29年7月21日～8月8日